

くすりの 散歩道

もう40年も前になるだろうか。たまたまオランダを旅行中のこと、とある町の薬局のカウンター上に、黒くて細い棒状の「飴」らしきものが瓶に差してあるのを見つけ、購入して食べてみた。噛むとグミ状の感触があり、独特のにおいがあって甘い。「リコリス」という健康にも良い菓子だと言われた。かつてアメリカ留学中に、コーラに似たルートビアなる炭酸飲料を初めて飲んだときの異様な味と香りを思い出した。

この「リコリスキャンディー」は、ヨーロッパや北アメリカで古くから親しまれてきたリコリス(マメ科スペインカンゾウ)の根の抽出エキスをアニスオイルなどを加えて作った菓子であるという。実は、リコリス(カンゾウ)の甘味は砂糖よりも強く、様々な菓子や、前述のルートビアにも使われている。日本でも醤油などの味付けに使用されているらしい。

生薬「甘草」は、約7割ほどの漢方方剤に配合されているといわれるほど頻繁に処方されており、主成分として甘い味をもつグリチルリチンの他、ショ糖、グルコース等が含まれている。中でもアピオグリチルリチンの甘味は砂糖の300倍にも及ぶという報告がある。

「甘草」は、『日本薬局方解説書』には、マメ科の *Glycyrrhiza glabra* L. (西北甘草、スペインカンゾウ) または *G. uralensis* Fischer (東北甘草、ウラルカンゾウ) を基原植物とし、主な産地は中国の他、ロシア、イラン、アフガニスタンなど、成分としてはグリチルリチンなどのトリテルペン配糖体の他にリクイリチン、イソリクイチゲニンやイソフラボン配糖体などのフラボノイドも含まれており、薬理的適用の目的は解熱、鎮痛、消炎、鎮痙で、胃腸薬、去痰薬、甘味料として使用、というように記載されている。



千葉大学 名誉教授

山崎 幹夫

Mikio Yamazaki

『神農本草経』では「人に障害を与えず生命を養う」という「上品」に分類され、味は甘、気は平。肝、心、脾、肺、腎の五臓や、胆、胃、小腸、大腸、膀胱、三焦の六腑を癒し、悪寒、発熱、邪気によって生じる病を治す。また骨、筋を堅くし、肉付きを能くし、能力を高める。瘡傷、腫脹を治し、毒物を解する。久しく服用すれば身の動きを軽くし、命を延ばすなどという記載もある。

もちろん、漢方薬としては生薬が単味で用いられることはほとんどなく(甘草では単味の「甘草湯」がある)、ほとんどが方剤として複数の生薬の組み合わせ



甘草

かん

ぞう

漢方を代表する生薬、その尽きせぬ可能性

によって薬効が発現される。数多くの方剤に配合される甘草には、他の配合生薬の効力を緩和し調和する役割があるとも考えられる。一般に甘草に期待される薬理作用は、抗炎症、鎮痙、鎮咳、抗アレルギー、抗腫瘍など広範にわたり、また、副腎皮質ホルモン様作用、性ホルモン作用、抗ウイルス作用、インターフェロン誘導作用、肝機能保護作用、解毒作用など、多彩な生理活性作用も報告されている。

ところで、中国には「生薬」にまつわる民話が数多く残されており、それぞれに興味深い。もちろん、甘草に関する民話もある(『中国の民話《薬草編》』東京

美術、1987)。中国、甘肅省一帯に伝えられたその民話の粗筋は次のようである。

ある村で病人が次々に出たのに、あいにく医者が他所の村に往診に出ていて不在のため、騒ぎになった。困り果てた医者のおさんは、ふと、かまどのそばに見慣れない生薬が積んであるのを見つけた。噛んでみるとすごく甘い。「この味ならば飲んでも毒にはなるまい」と思ったおさんは「これは先生が皆さんに飲ませようと用意してあった薬草で、どんな病気も治します」と伝え、生薬を刻んで、煎じて飲ませた。

後日、医者の家には薬代を手にした村人たちが集まってきたが、病人は胃腸の具合が悪かった人、痰や咳に苦しんだ人、出来物ができた人、喉の痛みに耐えられなかった人、胎毒の子供など様々であったのに、どの病人も「おさんの薬」で元気になっていた。

おさんから一部始終を聞いた医者はその結果に驚き、その後、その薬草を様々な病人に使ってみたが、不思議なことに薬草は、気を補い、胃を整え、のぼせを和らげ、毒を消すほかに、配合した他の薬の効き目を高めたり、和らげたりする働きを示すことがわかった。そこでこの甘い薬草は「甘草」と呼ばれ、広く使われるようになった。

この民話が伝える内容の真偽についてはわからない。しかし、何はともあれ、甘草が漢方医学の中だけでなく、菓子、調味料の範囲にまで広く使われてきた経緯は事実である。ところが、長い歴史を経て万能の薬草のように使い続けられてきた甘草にも、思いがけない副作用があることが最近になってわかった。多量服用による浮腫、高血圧、心筋障害などの偽性アルドステロン症と低カリウム血症の結果として生じる脱力感、四肢痙攣、麻痺などをともなう神経・筋肉症状等である。

現在、厚生労働省は、甘草は5g、甘草エキスは原生薬に換算して5g、グリチルリチン酸は200mgを1日最大使用量として規定している。甘草を配合する漢方処方も多く、知らぬ間に併用による過剰服用を招く場合が多いので注意したい。